

令和2年度

学校教育指導の方針と重点

令和2年4月

和歌山県教育委員会

はじめに

平成29年3月に今後10年間の道しるべとなる「和歌山県長期総合計画」（2017年度～2026年度）が策定されました。それを受け、平成30年度に5年間の教育部門計画である「第3期和歌山県教育振興基本計画」（2018年度～2022年度）を策定し、新たにスタートしています。

「和歌山県長期総合計画」「第3期和歌山県教育振興基本計画」と本書の「学校教育指導の方針と重点」をPDCAサイクルとして効果的に機能させ、幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を基盤とした人間としての総合力を育成するとともに、ふるさとに愛着と誇りをもち、ふるさとに貢献できる人材の育成をめざします。

各学校等においては、次の「本書の内容とその活用にあたって」を十分理解の上、本県の学校教育における理念、方向性及び重点を踏まえた指導に取り組んでください。

本書の内容とその活用にあたって

- ◇「学校教育指導の方針と重点」は、和歌山県がめざす基本方針として県が取り組む10年間の「和歌山県長期総合計画」（2017年度～2026年度）と、それを踏まえた5年間の教育部門計画である「第3期和歌山県教育振興基本計画」（2018年度～2022年度）の実現のために、年度ごとに各学校等における指導の方針と重点を具体的に示している。
- ◇第Ⅰ部には、「和歌山県長期総合計画」「第3期和歌山県教育振興基本計画」について掲載している。また、学校運営に必要な留意点についても示している。
- ◇第Ⅱ部には、「第3期和歌山県教育振興基本計画」のうち、「学校教育」に関係する部分を抜粋して掲載し、課題を踏まえた今年度の各学校等における指導の重点を掲載している。
- ◇各学校等においては、本書を踏まえた教育方針を定め、めざす将来像を実現するために取り組むとともに、各教職員は本書の内容を熟読の上、日常の業務遂行に生かすこと。また、「和歌山県長期総合計画」「第3期和歌山県教育振興基本計画」も併せて参照すること。
- ◇各学校等においては、年度当初の適切な時期に、現職教育等を通じて、本書の内容を全教職員で共通理解すること。
- ◇各学校等及び教職員は、年度の途中及び年度末の適切な時期に、業務の遂行状況を検証の上、必要な改善を図ること。

目 次

はじめに

第Ⅰ部 指導の基本方針

1. 和歌山県がめざす教育とその実現に向けて	1
2. 「第3期和歌山県教育振興基本計画」で定めた 本県教育がめざす基本的方向	2
3. 和歌山県がめざす教育を実現するための 学校運営	3

第Ⅱ部 指導の重点

1. 確かな学力の向上	4
2. 豊かな心の育成に向けた道徳教育の充実	6
3. 健やかな体の育成	7
4. ふるさと教育の推進	9
5. グローバル人材の育成	10
6. キャリア教育・職業教育の推進	11
7. 幼児期の教育の充実	12
8. 特別支援教育の充実	13
9. いじめへの対応	14
10. 不登校への対応	15
11. 教育の情報化の推進	16
12. 防災・安全教育の充実	17
13. 様々な教育への取組	18
14. きのくにコミュニティスクールの推進	19
15. 学校における人権教育の推進	20

※義務教育学校については、本書中の「小学校」「中学校」を、それぞれ「義務教育学校の前期課程」「義務教育学校の後期課程」に読み替えるものとします。

第 I 部 指導の基本方針

- 「和歌山県長期総合計画」については、各学校等に配付しています。
和歌山県ホームページからもダウンロードできます。
- 「第3期和歌山県教育振興基本計画」については、「本編」は各学校等に配付し、「概要版」は全教職員に配付しています。
「本編」「概要版」については、ともに和歌山県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

1. 和歌山県がめざす教育とその実現に向けて

和歌山県がめざす将来像とその実現に向けた取組を示す 10 年間の「和歌山県長期総合計画」（2017 年度～2026 年度）と、それを踏まえた 5 年間の教育部門計画である「第 3 期和歌山県教育振興基本計画」（2018 年度～2022 年度）を実現するために、本書「令和 2 年度学校教育指導の方針と重点」は、今年度の学校等における指導の方針と重点を具体的に示しています。

◎和歌山県長期総合計画（2017 年度～2026 年度）

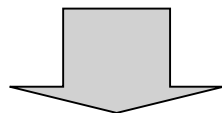
和歌山県がめざす将来像

「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」

～県民みんなが楽しく暮らすために～

教育分野における将来像

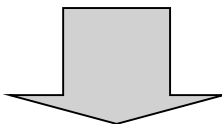
「未来を拓くひとを育む和歌山」



◎第 3 期和歌山県教育振興基本計画（2018 年度～2022 年度）

【基本的方向】

1. 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり
2. 信頼される質の高い教育環境づくり
3. 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり
4. 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり
5. 人権尊重の社会づくり



◎令和 2 年度学校教育指導の方針と重点 【本書】

「第 3 期和歌山県教育振興基本計画」で定めた内容のうち、学校教育分野を取り上げ、今年度、学校等で取り組むべき内容を具体的に掲載しています。

2. 「第3期和歌山県教育振興基本計画」で定めた 本県教育がめざす基本的方向

次に示しているのは、「第3期和歌山県教育振興基本計画」に掲載している本県がめざす5つの基本的方向と28項目の取組内容です。本書「令和2年度学校教育指導の方針と重点」では、そのうち学校教育分野である15項目について掲載しています。

基本的方向1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり

1. 確かな学力の向上
2. 豊かな心の育成に向けた道德教育の充実
3. 健やかな体の育成
4. ふるさと教育の推進
5. グローバル人材の育成
6. キャリア教育・職業教育の推進
7. 幼児期の教育の充実
8. 特別支援教育の充実

基本的方向2 信頼される質の高い教育環境づくり

1. いじめへの対応
2. 不登校への対応
3. 教職員の資質・能力の向上
4. 教職員の勤務環境の整備
5. 教育の情報化の推進
6. 学校の適正規模化への対応と施設環境の充実
7. 防災・安全教育の充実
8. 高等教育機関による地域活性化の推進
9. 様々な教育への取組

基本的方向3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

1. きのくにコミュニティスクールの推進
2. 家庭・地域の教育力の向上
3. 青少年の健全育成と男女共同参画の推進

基本的方向4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり

1. 生涯学習の推進
2. スポーツに親しむ環境づくり
3. 競技スポーツの推進
4. 文化芸術に親しむ環境の充実
5. 文化遺産の保存と活用の推進

基本的方向5 人権尊重の社会づくり

1. 学校における人権教育の推進
2. 地域における人権教育の推進
3. 学びのセーフティネットの構築

3. 和歌山県がめざす教育を実現するための学校運営

和歌山の教育、学校等の教育を元気にするためには、日々の教育活動が子供の成長につながっていると教職員自身が実感できる取組を行う必要があります。

また、子供の確かな成長と変容が実感できる教育を実現するためには、各学校等が創意工夫を凝らしながら取組を推進することが大切です。

以下に、そのために必要な留意点を示します。

(1) 学校等のめざす方向、コンセプトの共有

- ・学校等がめざす方向やコンセプトは、できるだけシンプルにわかりやすくまとめ、子供、保護者、教職員及び地域の方々と共有する。
- ・学校等のめざす方向を実現できるよう、学校長等がリーダーシップを発揮し、チーム学校として取り組み、組織的・機動的な学校運営を図る。

(2) 課題と目標を明確に、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)が生きる組織運営

- ・組織としての課題と目標を明確にし、それらを解決・達成するための効果的な計画を策定する。なお、活動の展開に当たっては、一人一人の子供の個性や課題に応じてきめ細かな指導や対応が行われるよう配慮する。
- ・PDCAのサイクルを効果的に取り入れ、取組の進捗や結果を評価、改善するとともに、学期の区切りや年度末には、達成状況と次期への課題、改善策を明らかにして、取組の継続的な発展を図る。

(3) 帰属意識の高揚

- ・志気が高まり、教育成果が上がるよう、学校等の教育理念、目標、規範や価値観については、子供や保護者、教職員等で共有する。
- ・子供や保護者、教職員の学校等に対する帰属意識を高めるため、子供同士のつながりや、教職員の同僚性、子供と教職員の信頼関係、一人一人が活かされる関係づくりなどを重視するよう配慮・工夫する。

(4) 多忙化の解消

- ・業務の精選や見直し、ICTの積極的な活用、会議の効率的な運営など、管理職のリーダーシップの下、教職員が力を合わせて校務の効率化に取り組み、子供たちと向き合う時間や自主的な学びの時間をより一層確保する。
- ・多忙化の解消に向け、「教職員等の働き方改革推進プラン」「和歌山県運動部活動指針」「和歌山県文化部活動指針」等をもとに、数値目標・評価指標を設定し、改善に取り組む。

(5) 研究・研修の充実

- ・学校等の様々な活動、とりわけ授業の質的向上を図るため、各教科等にわたって公開授業や研究授業を計画的に実施し、オープンで建設的な研究協議を通じて具体的な授業改善を行うとともに、積極的に研修会等に参加して授業研究に取り組む。
- ・授業研究や研修等を通して、教員としての資質・能力の向上を図り、様々な課題に対応できるミドルリーダーの育成に努める。

(6) 危機管理

- ・防災に関する研修を充実させ、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、的確かつ組織的に行動できる防災体制を整えておく。
- ・個人情報に関するデータ等の管理や情報セキュリティの確保を徹底する。
- ・あらゆる危機に対して、日頃から校内の組織はもとより、地域の関係機関と情報共有し、連携を進めておく。

(7) 地域との連携強化

- ・地域から学校、学校から地域への互いの要請に応えるため、「きのくにコミュニティスクール」をより一層充実し、学校と家庭・地域が役割分担をしながら課題解決に取り組む体制を強化する。

第Ⅱ部 指導の重点

■ 第3期教育振興基本計画の方針

「第3期和歌山県教育振興基本計画」で示されている方針を記載しています。

■ 令和2年度の指導の重点

- ・各項目の表題については、「第3期和歌山県教育振興基本計画」で示されている取組を基本的にそのままの表現で記載しています。
- ・各項目の具体的内容については、現状の課題を踏まえた上で、今年度に各学校等を取り組む指導の重点を記載しています。

■ 参考資料等

「令和2年度の指導の重点」に記載されている内容において、参考となる資料等について紹介しています。

※…記載の内容に係る参考資料

○…分野全体に係る参考資料

また、各資料は和歌山県教育委員会のホームページに掲載していますが、掲載していない一部の資料については、【紙媒体資料】、(文部科学省HP)等のように示していません。

1. 確かな学力の向上

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆全ての学校が、自校の課題を改善するために「スクールプラン」等を作成し、それに基づき、児童生徒が主体的で意欲的に学ぶ授業や補充学習を充実します。
- ◆家庭学習の習慣化や外部人材の活用など、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。
- ◆「全国学力・学習状況調査」において、全ての教科で全国中位以上をめざします。
- ◆使いやすく、活用できる学校図書館となるよう取組を進めます。

■令和2年度の指導の重点

1. 組織的な学力向上の取組の促進

- ・「スクールプラン」「学力向上推進プラン」に基づいて学校を運営し、指導改善サイクルを組織的に実行することで、学力向上に取り組む。
- ・『国語・理科マスター問題集』^{※1}等を活用した補充学習を組織的・計画的に実施し、基礎・基本の定着に取り組む。
- ・学校・家庭・地域が連携して、外部人材を活用した学力向上に効果的な学習活動や、「家庭学習の充実を図るための参考資料」^{※2}等を活用した家庭学習の習慣化に取り組む。
- ・各中学校区内の小・中学校で相互に授業を参観するなど学校間連携を強化し、義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学習指導を充実する。

2. 授業改善の促進

- ・「和歌山の授業づくり 基礎・基本 3か条（きのくに学習スタンダード）」^{※3}を徹底するとともに、単元全体の内容や時間のまとまりを見通して、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりに取り組む。
- ・教科指導に優れた教員の協力のもと作成した『授業事例集』^{※4}等を活用し、児童生徒に学ぶ楽しさや知る喜びを実感させるとともに、複数の情報を関連付けて考えさせたり、学習内容と日常生活を関連付けさせたりする授業改善に取り組む。
- ・研修会等に積極的に参加するなど、自己の授業力の向上に取り組む。

3. 言語活動の充実

- ・言語に関する能力と思考力、判断力、表現力等を育てるために、国語科を中心に全ての教科等で、児童生徒が自分の考えを書いてまとめたり、自分の考えを伝え合ったりする活動を充実する。

4. 個々の学力の把握と指導の充実

- ・「全国学力・学習状況調査」^{※5}「県学習到達度調査」^{※6}を活用して、児童生徒一人一人の学力と学習状況の実態を把握するとともに、「全国学力・学習状況調査活用ツール」^{※7}等で分析を行い、授業や補充学習等で『授業事例集』『マスター問題集』等を計画的に活用した課題改善に取り組む。

5. 指導力のある退職教員の派遣

- ・優れた指導力をもつ退職教員が派遣された学校においては、退職教員の指導・支援を生かし、教員の授業力や学級経営力の向上に取り組む。

6. 学校図書館の充実による読書好きな子供の育成

- ・学校図書館担当教員・学校司書の研修等で研鑽を重ねるとともに、研修で紹介した学校図書館教育に関する事例等を参考にし、学校図書館を活用した授業実践を進める。
- ・昼休みや放課後に学校図書館を開館するとともに、ボランティア等の協力を得ながら、リサイクル図書も活用して、読書に親しむ環境づくりに取り組む。
- ・「和歌山県子供の読書活動推進計画（第四次）」^{※8}に基づき、子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実に取り組む。

7. 高等学校の学びから自己の将来像への円滑な接続

- ・新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、学校運営協議会等で地域のニーズを再確認し、新学習指導要領に基づいた教育課程の編成を検討するとともに、生徒が主体的に学ぶことができる授業を研究し、実践する。
- ・基礎学力の定着をめざし、生徒一人一人の理解に応じた学習活動を実施するとともに、自己の適性や進路希望に応じた知識や技術を習得できるよう、就職や進学に対応した補充学習を効果的に行う。

■参考資料等

- ※1 きいちゃんと学ぶ！国語マスター問題集【CDで各学校に配付】
きいちゃんと学ぶ！理科マスター問題集（教育センター学びの丘 HP）
「補充学習・家庭学習のための問題」（教育センター学びの丘 HP）
- ※2 家庭学習の充実を図るための参考資料（教育センター学びの丘 HP）
- ※3 「和歌山の授業づくり 基礎・基本 3か条（きのくに学習スタンダード）」の充実
- ※4 主体的・協働的な学びを創る授業事例集（国語編）【DVD付き冊子で各学校に配付】
主体的・協働的な学びを創る授業事例集（理科編）【DVD付き冊子で各学校に配付】
- ※5 全国学力・学習状況調査 関係資料（教育センター学びの丘 HP）
- ※6 和歌山県学習到達度調査 関係資料（教育センター学びの丘 HP）
- ※7 全国学力・学習状況調査活用ツール（教育センター学びの丘 HP）
- ※8 和歌山県子供の読書活動推進計画（第四次）
 - 和歌山の教育 基礎・基本
 - 動画研修パッケージ（教育センター学びの丘 HP）
 - 評価問題（教育センター学びの丘 HP）
 - 和歌山県高等学校教育課程編成の手引き（平成31年3月）【紙媒体資料】

2. 豊かな心の育成に向けた道徳教育の充実

■ 第3期教育振興基本計画の方針

- ◆物事を多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を推進します。
- ◆学校教育活動全般を通じて、児童生徒に思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育みます。

■ 令和2年度の指導の重点

1. 和歌山県独自の道徳教科書を活用した道徳教育の充実

- ・和歌山県独自の道徳教科書『心のとびら』（小学生用）※¹『希望へのかけはし』（中学生用）※²に収録の16教材を、小学校では4年生以上の学年、中学校では全学年で、各学年の「特別の教科 道徳」の年間指導計画に5教材以上を位置付けて授業で活用し、いじめを許さない心の基盤となる思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識等の道徳性を養う道徳教育を充実する。

2. 道徳教育推進教師等を対象とした研修の実施

- ・学校における道徳教育推進の中心である道徳教育推進教師等は、道徳教育の年間指導計画の充実や「特別の教科 道徳」の授業改善に向けた研修を受け、その内容を現職教育等で伝達し、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を充実する。

3. 道徳教育推進研究協力地域を核とした授業改善の推進

- ・研究指定校やその他の協力校で行われる研究授業や公開授業等に積極的に参加し、教員一人一人が授業力の向上に取り組む。

4. 授業公開など家庭や地域社会との連携の促進

- ・学校は、児童生徒の道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を公開するとともに、学校だよりやホームページ等により道徳教育の全体計画や成果等を発信することで、家庭や地域社会と相互に連携する。

5. 体験活動の充実

- ・児童生徒の発達の段階に応じて、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験（インターンシップ）や外部人材による講演等を実施する。これらの体験活動を通して、児童生徒の社会性や地域社会の一員であるという意識を育成し、社会参画の態度や自尊感情を養う。

■ 参考資料等

※1 心のとびら（小学生用教材）

※2 希望へのかけはし（中学生用教材）

- 平成28年度道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業「教科化に向けた道徳教育の充実」
- 平成26年度道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 研究協力校 実践事例集
- 平成24年度版 道徳教育パンフレット
- 私たちの道徳（文部科学省 HP）

3. 健やかな体の育成

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆生涯にわたって運動に親しむことができる子供の育成をめざし、学校体育を一層充実します。
- ◆基本的な生活習慣を身に付けさせるため、「早ね・早おき・朝ごはん」運動を推進します。
- ◆望ましい食習慣を身に付けさせるため、食育をより推進します。
- ◆安全・安心な学校給食を実施します。
- ◆食への感謝の念を育み、郷土の良さを理解するため、学校給食におけるジビエなど地場産物の積極的な活用を推進します。
- ◆生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育、薬物乱用防止教育等、健康教育を推進します。

■令和2年度の指導の重点

1. 子供の体力・運動能力の向上

- ・教科体育や保育（運動遊び）、クラブ活動、運動会・体育祭等の特別活動、運動部活動等における体育的活動を一層充実し、運動の苦手な子供を減らし、児童生徒の体力・運動能力^{※1}を向上させる。特に全国体力調査結果をもとに、各学校が体力向上に向けた取組内容を盛り込んで作成する「体力アッププラン」を確実に実践することで、課題であるスピード(50m 走)や瞬発力(立ち幅とび)、全身持久力(20m シャトルラン・持久走)の向上に取り組む。

2. 運動部活動の効果的・効率的な運営

- ・「運動部活動指導の手引（改訂版）」^{※2}に基づき、部の適切な運営とよりよい指導を行う。とりわけ、学校・家庭・地域の連携・協力、体罰・不祥事の防止、安全管理の徹底及び事故防止に取り組む。
- ・「和歌山県運動部活動指針」^{※3}に基づき、発達の段階に応じた効果的・効率的な指導・運営を行う。
- ・専門的な技術指導や安全・安心な指導が行えるよう部活動指導員等を効果的に活用し、指導体制を充実する。

3. 学校体育指導者の資質向上

- ・学校体育指導に関する研修等に参加することにより、日々の授業改善等に努め、学校体育指導者としての専門的知識や技能、指導力の向上に取り組む。

4. 基本的な生活習慣の確立

- ・「早ね・早おき・朝ごはん」運動^{※4}を推進するとともに、携帯電話やスマートフォンの使用等についての指導を充実するなど、家庭・地域と連携して児童生徒の基本的な生活習慣を確立する。

5. 食育の推進

- ・児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、『紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引』^{※5}を活用し、計画的・系統的な食に関する指導を充実する。
- ・ふるさとを大切にすることを育む観点から、学校給食での「わかやまジビエ」等地場産物の積極的な活用^{※6}を進める。

6. 学校給食の衛生管理

- ・安全で安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」^{※7}に基づく衛生管理を徹底し、食中毒や異物混入を防止する。

7. 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

- ・管理職等関係職員は研修会に参加し、全教職員が共通理解のもと「学校におけるアレルギー疾患対応指針」^{※8}等に基づく危機管理の一環としてのアレルギー対応を行う。

8. がん教育の推進

- ・児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づき、小学校では「体育」や「特別の教科 道徳」、中学校・高等学校では「保健体育」の授業等において、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えられるように指導する。

9. 依存症予防教育等の充実

- ・「ギャンブル」などに対する依存症を予防するため、リーフレットや外部講師を活用した授業を行い、学校での総合的な依存症予防教育を充実する。

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康の関係について児童生徒が理解できるよう、各学校において専門家による講演会を実施するなど、薬物乱用防止教育等を充実させる。
- ・「スマホ」や「ゲーム」への依存に対する予防や防止教育を強化するため、チェックシートによる個別指導、家庭や学校でのルールづくりを行う。

■ 参考資料等

- ※ 1 児童生徒の体力・運動能力調査（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）
新体カテストワンポイントアドバイス
新体カテストサポートブック・実施のポイント（動画）
体力・授業力アップモデル校取組事例集
- ※ 2 運動部活動指導の手引（改訂版）
- ※ 3 和歌山県運動部活動指針
- ※ 4 「やっぱり大切！早ね・早おき・朝ごはん！」（ガイドブック・リーフレット）
- ※ 5 紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引
- ※ 6 学校給食での和歌山産品利用拡大戦略アクションプログラム（和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課 HP）
- ※ 7 学校給食衛生管理基準（文部科学省 HP）
- ※ 8 学校におけるアレルギー疾患対応指針
- 紀州っ子かがやきエクササイズ&ダンス
- きのくにチャレンジランキング

4. ふるさと教育の推進

■ 第3期教育振興基本計画の方針

- ◆和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』及び地域の人材を活用した学習を積極的に推進し、ふるさと和歌山を知り、ふるさとへの愛着と誇りをもち、ふるさとに貢献できる人を育てます。
- ◆文化財等に興味や関心をもって学習できる機会を提供するとともに、郷土の文化遺産の次世代への継承に取り組みます。

■ 令和2年度の指導の重点

1. 和歌山県版ふるさと教科書『わかやま何でも帳』※¹の活用の促進

- ・県内の中学校1年生に1人1冊ずつ『わかやま何でも帳』を配布し、中学生及び高校生がいつでも、どこでも『わかやま何でも帳』を開ける体制を整え、ふるさと和歌山のことを調べたり、教科等で活用したりできる環境をつくる。

2. 「わかやまふるさと検定」の実施

- ・中学生や高校生を対象とした『わかやま何でも帳』等の内容を問う「わかやまふるさと検定」を活用し、これまでのふるさと学習の成果を確かめさせるとともに、ふるさと和歌山への興味・関心を高める。

3. 県立博物館施設を活用した体験学習、イベント及び出前授業の充実

- ・児童生徒に和歌山県の歴史や文化、自然に興味をもたせ、探究心を育てることができるよう、各博物館施設で実施している体験学習や出前授業等を積極的に活用する。
- ・歴史や文化財、自然に関心の高い児童生徒が個々の興味を伸ばせるよう、県立博物館の「けんぱく・こどもゼミ」や県立紀伊風土記の丘の「ふどきっず」、県立自然博物館の「ジュニア自然博アカデミー」など、各博物館施設を活用した取組を進める。
- ・県立近代美術館が実施する「おでかけ美術館」を活用し、児童生徒が文化芸術に親しむ機会を設ける。

4. 世界遺産、日本遺産、その他地域の文化財等に関する教育機会の充実

- ・『わかやま何でも帳』『わかやまの文化財ガイドブック』※²等の活用や現地学習を通じて、児童生徒の世界遺産、日本遺産、その他地域の文化財等への興味・関心を高めるとともに、知識・理解の定着に取り組む。
- ・歴史や考古学に興味関心をもつ児童生徒を育成するため、県立博物館が実施する「けんぱく・こどもゼミ」や、県立紀伊風土記の丘が実施する「ふどきっず」「チャレンジ！ジュニア考古学」を積極的に活用する。
- ・中学生を対象とした和歌山の歴史や文化財に関するクイズ大会「挑戦！わかやまの歴史」を活用し、生徒の歴史等への学習意欲を高める。

5. 和歌山県民歌の普及

- ・小学校や中学校の音楽の授業等で県民歌を取り上げるよう努める。
- ・県立高等学校等の入学式や卒業式等で県民歌を斉唱するよう努める。

■ 参考資料等

※1 ふるさと教育副読本「わかやま何でも帳」【紙媒体資料】

※2 わかやまの文化財ガイドブック

○ ふるさと教育

○ 国・県指定等文化財目録

5. グローバル人材の育成

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆グローバル社会において活躍できる、語学力・コミュニケーション能力・国際理解の精神などを身に付けた人材を育成します。
- ◆小・中・高等学校を通して一貫性のある英語教育を充実するとともに、国際交流の機会を更に創出します。

■令和2年度の指導の重点

1. 生徒の英語力向上

- ・英語の授業は、英語で指導することを基本とし、学習した語彙や表現を実際に活用する言語活動を中心とした授業を行う。
- ・「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり・発表）」「書くこと」の4技能5領域を統合的に活用する能力を育成する。

2. 教員の英語指導力向上

- ・児童生徒が自ら思考し主体的に言葉を発する喜びを体験できる場面設定を大切にする。
- ・積極的にコミュニケーションが図れる学習環境を整える。また、小学校では児童とともに学ぶ姿勢を見せることが、児童の安心感にもつながることから、指導者自らが英語を使おうとするモデルとなるよう取り組む。
- ・外部検定試験等を活用しながら、自己の英語力を把握するとともにその向上に取り組む。

3. 外国語活動、外国語科授業の改善・充実

- ・小学校では、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通じて、「聞くこと」のインプットの活動から「話すこと」のアウトプットの活動への流れを大切に、児童のコミュニケーション能力を緩やかに確実に育む。
- ・小学校教員と中学校・高等学校の英語科教員が連携を図り、一貫性のある英語教育の充実や、表現力・発信力を高める授業づくりを実践する。
- ・授業は英語で行うことを基本とし、ディベートやディスカッション等を通して、意見や考えを伝え合う能力を養う。

4. 外国語指導講師（FLT）の活用

- ・生徒が英語に触れる機会を充実し、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、外国語指導講師（FLT）を効果的に活用する。

5. 国際交流の機会の創出

- ・「アジア・オセアニア高校生フォーラム」※¹「わかやま高校生クイズ in English」※²等を活用し、国際社会への関心や英語の運用能力を向上させる。
- ・海外留学促進事業を生徒が活用し、語学力の向上を図るとともに、異なる文化や考え方を認め合える態度を育成する。

■参考資料等

※1 アジア・オセアニア高校生フォーラム（和歌山県企画部企画政策局国際課 HP）

※2 わかやま高校生クイズ in English

6. キャリア教育・職業教育の推進

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆自らの人生や将来設計について主体的に考えることを通じて、児童生徒が幼少期からの夢を育みながら、自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てます。
- ◆高等学校を支援する地元企業の校友会組織づくりや地域産業との交流の機会を充実し、地元企業への理解を高め、高校生の県内就職を促進します。

■令和2年度の指導の重点

1. 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

- ・特別活動を要としつつ、各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実に取り組む。
- ・小・中学校においては、県が作成したキャリア教育の全体計画・年間指導計画様式例を参考に、キャリア教育の視点を取り入れた全体計画・年間指導計画の作成及び改善に取り組む。
- ・高等学校においては、キャリア教育を学校の教育活動全体の中に位置付け、その取組を充実させるため、全体計画・年間指導計画を作成する。

2. 職業系専門学科等で学ぶ意欲の向上

- ・県内職業系専門学科等や県内企業を紹介した冊子『和歌山で学ぶ・働く』※¹を活用し、将来を見据えた進路設計を支援するとともに、職業学科等で学ぶ意欲を高める取組を推進する。
- ・各種イベントや発表会、展示会等への参加により、ものづくりや生産、販売等に興味・関心をもたせ、職業学科等での学びを経て、社会へ参画する態度を育てる。

3. 職業系専門学科等における職業教育の充実

- ・科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化に対応できる高度な専門知識・技術の定着に取り組むとともに、課題解決能力を育成するため、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動をより一層充実する。
- ・生産、加工、流通・販売等を含めた6次産業化に対応できる人材を育成するため、学科等の特色に応じた各種資格、検定、競技会等への挑戦を通して、知識・技能の定着や実践力の深化に取り組む。

4. 県内就職を中心とした就職支援の充実

- ・就職を希望する生徒全員に対して、企業ガイダンス、各学校で企画する企業説明会、応募前職場見学への参加を促す。また、「高校生のためのわかやま就職ガイド」※²の活用を通して、地元企業に関する情報提供等を積極的に行うとともに、生徒が県内就職の魅力をもっと理解できるように取り組む。
- ・大学等へ進学した生徒全員に対して、県内の就職関連情報が確実に届く体制を整えることで、大学等卒業後の県内への就職を促進する。

5. 高い志や学ぶ意欲の育成

- ・「高校生のための和歌山未来塾」※³や「アジア・オセアニア高校生フォーラム」※⁴等、知的好奇心や探究心をかきたてる取組への積極的な参加を促し、目的意識をもって学んだり、働いたりしようとする意欲や態度を育てる。

6. 体験活動の充実と小・中・高等学校の円滑な接続

- ・児童生徒の発達の段階に応じて、職場見学、職業体験、就業体験やデュアルシステムの取組を充実させることを通じて、基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」）を育成する。

■参考資料等

- ※1 和歌山で学ぶ・働く【紙媒体資料】
- ※2 高校生のためのわかやま就職ガイド（和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課 HP）
- ※3 高校生のための和歌山未来塾
- ※4 アジア・オセアニア高校生フォーラム（和歌山県企画部企画政策局国際課 HP）

7. 幼児期の教育の充実

■ 第3期教育振興基本計画の方針

- ◆ 「就学までに育ててほしい具体的な子供の姿」を示すとともに、幼児教育の推進計画を策定し、幼児期の教育全体の質の向上と、幼児期から児童期への円滑な接続による一貫した教育の充実に取り組みます。
- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員を対象とした合同研修の充実や、各園・所への幼児教育アドバイザー等の訪問指導による園・所内研修の活性化により、保育者の資質及び専門性を向上します。

■ 令和2年度の指導の重点

1. 幼児教育の推進計画の着実な実施

- ・『和歌山県幼児教育推進計画』※¹等を参考に各園・所の実践について改善し、幼児期の教育の質の向上と、幼児期から児童期への教育の円滑な接続に取り組む。

2. 幼児期における教育・保育の質の向上

- ・『和歌山県幼児教育推進計画』に定める「具体的な子供の姿」をもとに作成した「育ちと学びをつなぐプログラム」等を踏まえ、各園・所の教育・保育課程を見直すとともに、『幼児教育と小学校教育をつなぐ育ちと学びのかけはしブック』※²を参考に保育内容を充実する。
- ・幼児教育の専門的な知見と豊かな経験を有する幼児教育アドバイザーの訪問指導・支援を生かし、保育実践やカリキュラム等を改善・充実する。

3. 幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修の充実

- ・幼稚園・保育所・認定こども園関係職員を対象とした各種研修会を受講し、研鑽を積むことにより、各園・所の喫緊の課題解決につなげるとともに、保育者の資質及び専門性の向上に取り組む。

4. 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校教育の円滑な接続

- ・幼児教育と小学校教育の連携・接続が組織的・計画的に進むよう、小学校区単位での幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員による授業・保育の相互参観や意見交換、幼児と児童の交流活動等を行い、相互理解を進める。
- ・各園・所及び小学校で、本県がめざす「具体的な子供の姿」をもとに作成した「育ちと学びをつなぐプログラム」を共有し、接続期カリキュラムに基づいた教育・保育を実施するとともに、『小学校生活を支える基礎的な力を育もう』※³を参考に小学校入学時の子供の学校生活へのスムーズな適応を進める。
- ・個に応じた指導につなげるため、各園・所と小学校が情報を共有する。

5. 特別な支援を必要とする子供の援助・支援

- ・近隣の特別支援学校や医療機関・福祉施設等関係機関との連携を図り、個々の幼児の実態に応じた指導を組織的・計画的に行えるようする。また、「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）※⁴等を作成・活用し、適切な指導につなげる。

6. 家庭や地域の教育力の向上

- ・『家庭教育サポートブック』※⁵を活用し、懇談会などを通じて、基本的な生活習慣の確立や幼児期における生活体験の重要性、自尊感情を育む保護者の丁寧な関わり等を働きかけることによって、家庭の教育力の向上に取り組む。
- ・保護者向けリーフレット『幼児期は遊びが学び！』※⁶を活用し、懇談会などを通じて、遊びや生活を通して総合的に学ぶ幼児期の教育に対する理解を深める。

■ 参考資料等

- ※ 1 和歌山県幼児教育推進計画
- ※ 2 幼児教育と小学校教育をつなぐ育ちと学びのかけはしブック
- ※ 3 小学校生活を支える基礎的な力を育もう
- ※ 4 つなぎ愛シート
- ※ 5 家庭教育サポートブック
- ※ 6 幼児期は遊びが学び！
- 幼小連携・接続推進の手引き

8. 特別支援教育の充実

■ 第3期教育振興基本計画の方針

- ◆ 障害のある幼児児童生徒がその特性に応じた十分な教育が受けられるよう、切れ目ない指導・支援の充実に取り組みます。
- ◆ 通級指導教室の充実に向けて、高等学校を含めた体制の整備を進めます。
- ◆ 特別支援学校教諭免許状の取得促進に取り組みます。
- ◆ 一人一人のキャリア発達を支援する系統的な取組を進めるとともに、社会的・職業的自立に向けた職業教育の充実に取り組みます。
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能を充実し、幼稚園・保育所等や小・中・高等学校を支援します。

■ 令和2年度の指導の重点

1. 「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）※¹の活用推進

- ・ 就学前から義務教育段階への「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）を活用した円滑な引継ぎに取り組むとともに、高等学校においても中学校等からの引継ぎ資料として活用し、入学後の効果的な指導に生かす。

2. 通級指導教室の体制整備促進

- ・ 各教科等と通級による指導を関連させるなど、その効果が通常の学級においても波及するよう、教員間の連携に取り組む。
- ・ 「つなぎ愛シート」（個別の教育支援計画）、個別の指導計画の活用を通して、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する指導を充実する。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能※²を活用し、的確な実態把握や指導内容の選定を行い、効果的な教材の共有など、各地域ごとに通級による指導を充実させる。

3. 特別支援学校教諭二種免許状の取得促進

- ・ 特別支援学校教諭二種免許状取得に係る教育職員免許法認定講習等の機会を活用し、特別支援学校及び特別支援学級の教員並びに通級指導教室の担当教員は特別支援教育に係る専門性の向上に取り組む。

4. 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 卒業後に必要な力を学校と保護者が共有し、小学部段階から教育活動全体を通してキャリア教育を推進する。
- ・ 生徒の就労意欲や進路意識の醸成を図るため、外部専門家等の意見も参考にしながら、作業学習の授業改善に取り組む。
- ・ きのくにコミュニティスクールの仕組み等を活用し、各学校において地元企業参加の組織づくりを促進する。

5. 特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・ 県内各特別支援学校が有する校内資源を生かし、教員の専門性向上をはじめとした、地域における特別支援教育の充実に取り組む。
- ・ 特別支援学校間のネットワークを一層強化し、幼稚園・保育所・認定こども園や小・中・高等学校からの要請に応じた相談支援活動を充実する。

■ 参考資料等

- ※1 つなぎ愛シート
- ※2 特別支援学校のセンター的機能
- 和歌山県の特別支援教育

9. いじめへの対応

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆教職員のいじめに対する意識と組織的に対応する能力を高めます。
- ◆保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、児童生徒に豊かな心を育み、いじめを生まない学校づくりを進めます。
- ◆いじめを積極的に認知し、未然防止、早期発見・早期対応に努め、いじめの解消に取り組みます。

■令和2年度の指導の重点

- 1. 和歌山県いじめ防止基本方針^{※1}に基づいた取組の徹底**
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として機能させながら、関係機関、地域等と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を充実する。
- 2. 『いじめ問題対応マニュアル』^{※2}、『いじめ問題対応ハンドブック』^{※3}の活用**
 - ・『いじめ問題対応マニュアル』『いじめ問題対応ハンドブック』等を効果的に活用した校内研修等を実施し、全ての教職員がいじめに対する意識を高めるとともに、その対応について共通理解を図り、いじめ問題解消に向けて組織的に対応する体制を充実する。
- 3. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び活用促進**
 - ・いじめの未然防止、早期発見、事案対処を効果的に行うため、心理、福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織やケース会議等に参画させ、見立て（アセスメント）と児童生徒のケアを充実する。
- 4. 「子供SOSダイヤル」等の活用**
 - ・いじめ等の悩みについて相談できる電話窓口「子供SOSダイヤル」及び、SNS等を活用した相談窓口「和歌山県SNS相談@」を児童生徒に周知し、その活用を促す。
- 5. いじめアンケート調査と個人面談の徹底**
 - ・いじめに関するアンケートと適切な分析を行うとともに、個人面談の実施を徹底し、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。また、いじめ解消の要件（いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）に即して、いじめ解消の徹底に取り組む。
- 6. 自殺予防に係る取組の充実**
 - ・生徒指導担当教員が要となり、学校で児童生徒の自殺防止等について研修を行い、児童生徒の自殺予防教育^{※4}に係る取組を充実するとともに、関係機関と連携し、教育相談を充実する。

■参考資料等

- ※1 和歌山県いじめ防止基本方針
- ※2 いじめ問題対応マニュアル
- ※3 いじめ問題対応ハンドブック
- ※4 子供に伝えたい自殺予防一学校における自殺予防教育導入の手引一（文部科学省 HP）
- いじめ防止対策推進法（文部科学省 HP）

10. 不登校への対応

■ 第3期教育振興基本計画の方針

- ◆教職員が不登校について正しく理解し、組織的に対応する能力を高めます。
- ◆保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、不登校を生まない学校づくりを進めます。
- ◆欠席しがちな児童生徒の状況を把握し、未然防止、早期発見・早期対応に努め、不登校の解消に取り組みます。

■ 令和2年度の指導の重点

1. 『不登校問題対応の手引き』※¹等の活用

- ・『不登校問題対応の手引き』及び『不登校対応基本マニュアル』※²を活用した校内研修等を実施することで、全ての教職員が不登校について理解するとともに、欠席しがちな児童生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が出席する校内ケース会議や見立て（アセスメント）が組織的に行えるよう取り組む。

2. 「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用した組織的な取組の推進

- ・「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用して欠席しがちな児童生徒の状況を把握するとともに、抱えている問題等の早期発見・早期対応に組織的に取り組むことにより、不登校等の長期欠席者数を減少させる。

3. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び活用促進

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、校内ケース会議において課題を抱えた児童生徒についての的確な見立て（アセスメント）を行い、チームによる組織的な支援を充実する。

4. 保護者向けマニュアルの活用

- ・保護者が不登校の予防、早期対応等について理解を深めるため、小・中学校の保護者等に『子供の様子が気になったときの対応』※³を配布するとともに、保護者会等で活用する。

5. 教育支援センター（適応指導教室）設置拡充の推進

- ・児童生徒が教育支援センターに通っている場合は、センター職員、センターに配置されているスクールカウンセラーと情報を共有するなど連携し、当該児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援する。
- ・適応指導教室を設置する市町村に配置された訪問支援員と連携し、ICT機器等も活用して不登校児童生徒への学習支援を充実する。

■ 参考資料等

- ※1 不登校問題対応の手引き
- ※2 不登校対応基本マニュアル
- ※3 子供の様子が気になったときの対応
 - みんな生き生き！学級集団づくり
 - 子どもの安全・安心サポートマニュアル 見逃さないで！ 子どものSOS

1 1. 教育の情報化の推進

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆これからの社会を生きる全ての子供に対して情報活用能力を育成するため、発達の段階に応じて体系的にICT教育を進めます。
- ◆ICTを効果的に活用した、児童生徒にとって分かりやすく理解が深まる授業の実現をめざします。
- ◆校務の情報化を進め、校務の負担軽減、教育の質の向上等を進めます。

■令和2年度の指導の重点

1. 情報教育の充実

- ・学習の基盤となる資質・能力と位置付けられる情報活用能力を育成するため、学校のICT機器を教科等の特性に応じて効果的に活用する。
- ・道徳や各教科の指導、専門性の高い人材を活用した講演会など、学校の教育活動全体を通して計画的に情報モラルを身に付けさせる。

2. 「きのくにICT教育」の推進

- ・児童生徒向け『情報活用能力一覧表』※¹を活用し、教科等の中でコンピュータ等の情報手段の操作や活用の仕方を理解させるとともに、問題解決能力を育成する。
- ・プログラミング的思考を育成するため、小・中・高等学校において県策定のカリキュラム※²等に基づき、発達の段階に応じた体系的なプログラミング教育をさらに充実する。
- ・プログラミングに興味・関心の高い生徒が属するクラブ活動に派遣された外部人材を指導者として活用し、専門的な知識・技術の習得を支援する。

3. 教員のICT活用指導力の向上とICTを効果的に活用した授業の推進

- ・児童生徒一人一人に対してICTを効果的に活用した「わかりやすい授業」や個に応じた学びを実施するため、ICTを活用した授業を校内で公開し、教員間等で指導資料・実践事例等を共有する。
- ・校内研修を体系的に実施したり、研修センター等で行われる校外の研修講座に積極的に参加したりするなど、教員のICT活用指導力の向上に取り組む。

4. 学校におけるICT環境の整備

- ・ICTを活用した授業事例や使用頻度、配置場所等を検証し、より教育効果の高いICT活用環境を整備する。

5. 校務の情報化の推進

- ・授業準備や子供と向き合う時間をできるだけ確保するため、校務支援システムを効果的に活用した業務改善に取り組む。
- ・個人情報の漏えいやコンピュータウイルスの感染等への対策に万全を期すため、学校内で危機意識を高める研修を行うなど、情報セキュリティの確保に徹底して取り組む。

■参考資料等

※1 情報活用能力一覧表

※2 プログラミング教育に関する県策定のカリキュラム【紙媒体資料】

- きのくにICT教育の体系
- きのくにICT教育 学習指導案
- 学校の情報化に関する手引き（令和元年12月）（文部科学省 HP）
- 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省 HP）

1 2. 防災・安全教育の充実

■第3期教育振興基本計画の方針

◆災害、犯罪、交通事故から、児童生徒が自分の命を守る資質・能力を身に付けるための実践的・効果的な防災・安全教育を推進します。

■令和2年度の指導の重点

1. 『和歌山県防災教育指導の手引き』※¹を活用した防災教育と実践的な避難訓練の推進

- ・地震・津波に加え、風水害や土砂災害等、様々な災害に対応した防災教育や避難訓練に取り組み、避難三原則（①想定にとらわれない ②最善をつくせ ③率先避難者になれ）に沿って、自分の命を守ることができる児童生徒を育成する。
- ・児童生徒の発達に段階に応じた防災教育カリキュラムに基づき、教科等にまたがって防災教育を体系的に実施する。

2. 地域と連携した「高校生防災スクール」※²の推進

- ・防災・減災に関するアドバイザーを活用し、関係機関や地域と連携した、より実践的な高校生防災スクールを実施する。
- ・『防災ハンドブック』※³を活用し、生徒が地域住民と主体的・意欲的に関わる防災訓練等を企画運営することによって、地域防災を担う青少年を育成する。

3. 教職員の防災研修の推進・充実

- ・管理職等は、防災リーダー養成研修を活用し、防災マニュアルの見直し、児童生徒の安全確保、避難所運営の協力等、学校の防災体制を充実する。

4. 通学路における交通安全の確保

- ・地域や警察等と連携した街頭指導等の交通安全指導に取り組み、危機予測能力や危機回避能力を身に付けさせるための交通安全教育を充実する。さらに、各市町村が作成した「通学路交通安全プログラム」を活用し、交通安全の確保に努める。

5. 「学校安全教室」等の推進

- ・教職員を対象とした防犯・交通安全・事故対応・心肺蘇生法等に関する実践的な講習会等に参加し、専門的な知識や技能を習得し、学校の安全確保に取り組む。

6. 「世界津波の日」に合わせた津波防災への啓発活動

- ・「世界津波の日」リーフレット※⁴を活用し、「世界津波の日」の意義や「稲むらの火」の故事、濱口梧陵の偉業等について理解を深めるとともに、防災意識を向上させる。
- ・「世界津波の日」に合わせ、県下一斉地震・津波避難訓練を実施する。

■参考資料等

- ※1 和歌山県防災教育指導の手引き
- ※2 高校生防災スクール 取組事例集
- ※3 防災ハンドブック
- ※4 「世界津波の日」リーフレット
- 防災教育の推進 ～指導のポイント～
- 学校における防災教育・安全指針

13. 様々な教育への取組

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆子供たちが、社会の一員として主体的に社会参画する力を身に付けるよう主権者教育を行います。
- ◆子供たちが、自立した消費者となるよう消費者教育を行います。
- ◆子供たちが、豊かな自然や環境を守り受け継いでいくよう環境教育を行います。
- ◆子供たちが、様々なデータに基づいた思考力や判断力を身に付けることができるよう統計教育を推進します。

■令和2年度の指導の重点

1. 主権者教育の推進

- ・小・中・高等学校それぞれの段階に応じ、各教科・科目、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等を通じて、政治や社会への理解を深めさせるとともに、社会参加の意欲を高める。
- ・県選挙管理委員会等と連携^{※1}し、模擬投票等を活用しながら、選挙の意義やしぐみについて理解を深めさせる。

2. 消費者教育の推進

- ・「第二次和歌山県消費者教育推進計画」^{※2}に基づき、県環境生活部県民局県民生活課が実施するデモ授業や消費者庁及び県が作成した消費者教育教材等を活用し、物やお金の大切さ、売買契約の基礎、計画的な金銭管理や消費者被害への対応、消費者の権利と責任等、消費者教育に関する学習を充実する。

3. 環境教育の推進

- ・各教科等において、「南紀熊野ジオパーク」等、地域の自然や身近な題材を活用した学習活動や体験活動を行い、身の回りの環境に対する理解を深めるとともに、児童生徒がよりよい環境づくりのために配慮した行動をとることができるよう、指導方法の工夫・改善に取り組む。

4. 統計教育の推進

- ・「統計を活用した授業づくり研修講座」「データ活用シンポジウム」等、教員が統計教育の研修に参加して得た知識や技能を活用し、授業等において、児童生徒に様々なデータに基づいて思考し判断する力を身に付けさせる。また、「和歌山県統計グラフコンクール」^{※3}や「和歌山県データ利活用コンペティション」^{※4}への児童生徒の積極的な参加を促す。

■参考資料等

- ※1 出張！県政おはなし講座（選挙出前講座）について（和歌山県選挙管理委員会 HP）
- ※2 第二次和歌山県消費者教育推進計画（和歌山県環境生活部県民局県民生活課 HP）
- ※3 和歌山県統計グラフコンクール（和歌山県企画部企画政策局調査統計課 HP）
- ※4 和歌山県データ利活用コンペティション（和歌山県企画部企画政策局企画総務課 HP）

14. きのくにコミュニティスクールの推進

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進します。
- ◆「きのくにコミュニティスクール」が継続的な取組となるよう、「共育コミュニティ」（地域学校協働本部）等と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協働体制を構築します。

■令和2年度の指導の重点

1. 「きのくにコミュニティスクール」※¹の充実

- ・学校運営協議会において、学校の今後の在り方や地域の防災対策、子供の安全確保、部活動の運営、教職員の多忙化解消など、学校が抱える様々な課題について積極的に協議し、学校運営に生かすとともに地域の活性化につなげる。
- ・導入したきのくにコミュニティスクールを機能化していくために、研修会で得た内容や方法について現職教育等を通じて情報共有したり、「令和元年度きのくにコミュニティスクールヒント集」※²を活用したりすることで、「きのくにコミュニティスクール」の取組を充実する。

2. 「きのくに共育コミュニティ」※³との連携・協働

- ・共育コミュニティ等、地域学校協働活動を実施する地域住民や組織・団体などとの連携・協働を進めながら、地域とともにある学校として、ふるさと学習への協力や放課後の学習支援、部活動への支援等を得て、「きのくにコミュニティスクール」の各取組を充実する。

3. 実効性のある学校運営協議会の運営

- ・学校運営協議会で協議した内容については、様々な機会を通じて学校全体で情報共有し、各取組を充実する。また、学校運営協議会において「きのくにコミュニティスクール推進に係る指標」※⁴を活用し、取組の状況や今後の取組に必要なことを確認し、取組の充実・改善につなげる。

4. 「きのくにコミュニティスクール」の広報・啓発

- ・広報・啓発のため制作された教育テレビ・ラジオ番組等を積極的に活用するとともに、学校だよりやホームページ等を通じて「きのくにコミュニティスクール」の活動状況の公開や広報に取り組み、保護者や教職員、地域の理解を深める。

5. 学校を核とした地域づくりの推進

- ・地域で行われている祭りや神楽などの伝統行事や伝統芸能等に積極的に関わりをもたせる。
- ・地域学校協働活動を通して、地域の課題に関心をもたせ、課題解決に向けた取組を行うとともに、学校を核として地域の活性化を進める。
- ・放課後や週末等における子供の居場所や開放講座の開設などを促進するため、学校施設・設備等を地域に開放するなど、地域とともにある学校として、学習支援活動やスポーツ・文化活動等に積極的に協力する。

6. 家庭教育支援体制の構築

- ・『家庭教育サポートブック』※⁵を活用するとともに、学校運営協議会を中心に学校・家庭・地域がそれぞれの役割を分担しながら家庭教育支援の充実に取り組む。

■参考資料等

- ※1 きのくにコミュニティスクールのつくり方
「きのくにコミュニティスクール」リーフレット
- ※2 令和元年度きのくにコミュニティスクールヒント集
- ※3 つながる ひろがる 共育の輪（子どもの居場所づくりモデルブック・地域ふれあいルーム実践事例集・きのくに共育コミュニティ実践事例集）
- ※4 きのくにコミュニティスクール推進に係る指標
- ※5 家庭教育サポートブック

15. 学校における人権教育の推進

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆教職員の人権を尊重する意識を高め、確かな人権感覚を身に付けられるよう、研修内容の充実を図ります。
- ◆子供とそれを取り巻く社会の現実と課題を踏まえ、一人一人の子供の人権が尊重される教育を推進します。
- ◆子供が主体的に人権学習に取り組み、人権意識を高めるための教育を推進します。
- ◆教育活動全体を通じ、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていきます。

■令和2年度の指導の重点

1. 人権教育に係る教職員の研修の充実

- ・人権教育に係る研修会等に積極的に参加するとともに、校内において、教材開発及び授業改善に向けた研修を計画的・継続的に行いその内容を充実させる。

2. 人権教育の現状の把握と学校への支援

- ・人権教育を推進するために必要な各学校の課題の把握に努めるとともに、人権教育全体計画に基づいた組織的・継続的な取組を推進する。
- ・子供が人権について理解を深め、正しく判断し行動しようとする力を身に付けることができるよう、授業の工夫改善・充実に取り組む。

3. 子供の人権意識を高めるための教育の推進

- ・子供が主体的に人権学習に取り組めるよう、グループ学習などの学習形態の工夫や地域の施設の訪問、ロールプレイングなどの間接体験、障害のある人等様々な人々との交流など、協力的・参加的・体験的な学習を推進する。
- ・一人一人の子供の人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、教科等指導、生徒指導及び学級経営等においても、よりよい人間関係づくりに努め、子供の自己肯定感を高めるための教育を推進する。
- ・人権教育の指導に当たっては、普遍的な視点に焦点を当てた指導内容と、以下のような個別的な視点に焦点を当てた指導内容を組み合わせた効果的な学習を推進する。

〈重点的に取り組む人権課題〉

【男女平等の問題に関する教育】※¹

- ・女性差別の撤廃に関する歴史的経緯と現状について正しく理解させるとともに、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を養い、多様な性についての理解を含め、発達の段階に応じて男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導を充実させる。

【子供の人権に関する教育】※²

- ・子供が、自他の人権を大切にし、自らが権利の主体であるという意識を高めるとともに、子供の実態を十分把握し、一人一人の子供を大切にした教育を推進する。

【高齢者の人権に関する教育】※³

- ・高齢化の進展に伴う社会の課題や高齢者の介護や福祉の問題について理解を深めさせるとともに、体験的な学習を通じ、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、高齢者の人権を尊重する態度を育成する。

【障害者の人権に関する教育】※⁴

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向け指導するとともに、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を推進し、障害についての理解を深める教育を充実させる。

【同和教育】※⁵

- ・同和問題に関する歴史や現状について正しく認識させるとともに、その問題を自らの課題として捉え、課題解決に向け実践する態度を育成する。
- ・子供の実態、地域の実情等を十分に把握し、保護者や地域の願いを十分受け止め、課題を明らかにして、同和問題の解決をめざす教育を推進する。

【外国人の人権に関する教育】※⁶

- ・外国人に対して差別意識や偏見をもつことのないよう、習慣や文化の異なる人々が共に生きていくための資質や能力を育成するとともに、子供たちが広い視野をもって異文化を理解し、互いに尊重し合う態度を養う。

4. 人権教育に関する情報発信・普及

- ・人権教育の取組の充実が図られるよう情報収集に努めるとともに、人権教育の指導方法等に関する研究を推進し、成果の普及に取り組む。
- ・県作成の指導資料等を、校内研修等において活用する。

◎ 平成 28 年に 3 つの人権に関わる法律が施行されました。これらの法律の趣旨を踏まえ、以下の点に留意して指導を行ってください。

【障害者差別解消法】

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ・この法律は、障害のある人もない人も社会の一員として互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしたものです。
- ・特別活動や総合的な学習（探究）の時間等において、体験活動を積極的に取り入れたり、ボランティア活動への参加を促したりするなど、障害についての理解や、介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる取組を充実させましょう。
- ・学校においては、合理的配慮の提供は法的義務となります。障害のある子供がどのような配慮を必要としているのか、保護者を含めて教職員全体で理解を深めましょう。

【ヘイトスピーチ解消法】

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（平成 28 年 6 月 3 日施行）

- ・この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、不当な差別的言動のない社会を実現することをめざしたものです。
- ・子供が、自国の文化や伝統等に対する認識の上で、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進しましょう。
- ・歴史的背景や社会的背景を踏まえ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異なる習慣や文化をもった人々とともに生きる態度を育成しましょう。

【部落差別解消推進法】

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月 16 日施行）

- ・この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。
- ・学校教育、社会教育が相互に連携・協力して、保護者や地域の人々の同和問題に関する理解を促進させましょう。
- ・教育及び啓発をするに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消につながるよう、その内容や手法等に配慮しましょう。

■ 参考資料等

- ※1 人権学習パンフレット「自分らしくありたい！ー『男女共同参画』の視点からー」
- ※2 人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P3~6
- ※3 人権学習パンフレット「考えよう～高齢者の人権～」
- ※4 校内研修のためのハンドブック その2 P23~27【紙媒体資料】
人権学習パンフレット「差別のない社会をめざして～『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について考えよう～」
人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P13
- ※5 人権学習パンフレット「差別のない社会をめざして～『部落差別の解消の推進に関する法律』が制定されました～」
人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P15,16
- ※6 人権学習パンフレット「すべての人がつながるために」
人権学習パンフレット「差別のない社会をめざして～『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』（『ヘイトスピーチ解消法』）について考えよう～」
人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P14